#### 【工事名称】

沖縄科学技術大学院大学基幹環境整備(熱源設備更新 I-2期)工事

#### 【工事場所】

沖縄県国頭郡恩納村字谷茶1919-1番地(学園構内) 第2研究棟(添付資料 1 参照)

## 【工事概要】

本工事は、センター棟、第1研究棟、第2研究棟及び第3研究棟の空調用熱源設備の うち、第2研究棟の熱源機械室に改修を行うものである。

空調用熱源設備は、本工事場所の他にセンター棟熱源機械室からも各棟へ熱供給を 行っており、運用しながらの改修工事を行わなければならない。

上記内容を踏まえ、下記に工事概要を記載する。

## 空調用熱源設備改修工事 一式

- 別途、増設したターボ冷凍機への配管を敷設する。
- 敷設する配管類の仕様については、別添別図のとおりとする。
- ・別途増設した冷却塔及び冷水ポンプ、冷却水ポンプへの配管敷設を行う。
- ・自動制御設備の増設及び既設盤類の改修を行う。
- その他、配管類の架台等必要に応じて設置すること。

#### 【工事期限】

令和6年12月31日

#### 【特記仕様等の適用】

本工事は建築基準法・労働基準法・消防法・電気設備技術基準・内線規程・本特記仕様書及びその他関係法規を遵守し行う。

設計図書及び特記仕様書に明記なき場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修の

【公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)最新年度版】

【公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)最新年度版】

による事とする。尚、機械設備工事以外の関連工事がある場合については、

【公共建築工事標準仕様書(建築工事編·電気設備工事編)最新年度版】

【公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編)最新年度版】

による事とする。

耐震設計・施工については、【建築設備耐震設計・施工指針】による。

工事に関連し必要な諸官庁の他、関係機関への申請・届出・報告等の手続きは請負者にて 遅滞なく作成し行うこと。また、関係法令等に基づく諸官庁の他、関係機関の検査に必要な 資機材及び人員等を提供し、これらの手続きに要する費用は全て請負業者の負担にて行う。 (工事費に含む)

#### 【仕様概要】

- 1) 熱源機器周辺配管工事(ターボ冷凍機・冷却塔)
- 2) 熱搬送 (ポンプ) 設備配管工事
- 3) 自動制御設備工事(増設熱源機器計装)
- 4) 試験調整

#### 【工事条件】

1)空調停止等について

空調停止期間は、原則設けない。ただし、やむを得ない事情により空調停止を実施する場合は、具体的な日程については本学担当者と十分に協議を行い、工事を計画する。

2)機器の選定について 増設機器及び施工品については、別添別図を参照すること。

3) その他の条件について

「搬入、設置、作業等における基本的要件」を参照すること。

## 【保証】

- 1) 保証については、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園工事請負契約基準第40条 (契約不適合責任)に準ずる。
- 2) 保証期間については、同基準第51条(契約不適合責任期間等)に準ずる。

# 【検収条件】

工事完了後、監督職員立会いのもと検査を行い、本仕様書・図面(他関連資料)に定められた品質及び性能を満足しなければならない。

# 【搬入、設置、作業等における基本的要件】

- 1) 影響対策
  - (ア)学園では、多数の研究員により日々研究が行われている。研究・実験によっては、振動や 騒音、臭気が妨げとなる場合もあるため、可能な限り振動・騒音、臭気の発生を抑える対 策を施すこと。また大きな振動や騒音、臭気の発生が予想される作業は、平日を避け、土 日祝日に実施する等の配慮が求められる。やむを得ず、大きな振動や騒音が発生する恐 れの在る作業を行う場合は、原則 2 週間前までに監督職員に通知すること。
  - (イ)搬入経路、資材置き場などについては、事前に監督職員と打ち合わせを行い、学園職員の 日常業務に妨げにならないよう、配慮すること。
  - (ウ) 本工事範囲と廊下、外部出入口は工事中開け放しとならないようにすること。
  - (エ)工事で発生する撤去材・廃材についての搬出・処分はすべて本工事で行い、適正な方法 にて処分を行うこと。
  - (オ)キャンパス及び周囲の豊かな環境に悪影響を与えないように十分に留意すること。
- 2) 作業要件
  - (ア)随時、監督職員と打ち合わせを行い、工程と作業内容についてお互い理解を深め、協力し合い、円滑に作業が進むよう努めること。
  - (イ)既存の構造物にコア抜き等の改造や工作を行う場合、事前に監督職員の許可を得ること。
- 3) その他
  - (ア)喫煙は、指定された場所においてのみ認める。また車内での喫煙は認めない。
  - (イ) 汚れた靴等で廊下を汚さないよう対策し、汚した場合は、ただちに清掃すること。
  - (ウ)床、壁、天井等を傷つけることのないよう、資材等の搬出入する場合は、必要な養生を施すこと。
  - (エ)駐車場や資材置き場等について事前に監督職員に指示を仰ぎ、指定された場所を 利用すること。

## 【提出書類】

工事完了後に請負業者は、以下の完成図書等について提出すること。

- ・竣工図 2部
- ・機器取扱説明書 2部
- ・工事写真 1部 設計図書(修正CADデーターを含む)の電子データを1部提出すること。 工事完了時の引渡書類として工事計画書・取扱説明書・工事写真・試験成績報告書・ 各施工図をまとめて提出すること。(提出書類は提出書類リスト(一覧)を作成し、 電子データでまとめて提出すること。)

工事写真は、国土交通省工事写真撮影要領に基づき、作成し、提出すること。

# 【質疑等】

- ・この特記仕様書に記載なき事項については、必要に応じて発注者と請負業者との間で 協議を行い決定する。
- ・設計図書に疑問や不備のある場合は監督職員と協議を行い、指示を受ける。
- ・設計図に明記ない場合でも、施工上必要なものについては監督職員の指示に従い施工する。

# 添付資料1(工事対象場所詳細図)



本工事場所 (第2研究棟熱源機械室)

